

編 集

民事裁判訴状実務研究会

ケース別 民事訴状作成 マニュアル

— 訴状例から証拠まで —

新日本法規

○インターネットを利用した方法での申立て等の義務化とは

Q

インターネットを利用した訴訟提起などの申立て等は、義務化されるのか。

A

委任を受けた訴訟代理人（許可代理の場合を除く）など一定の者については、インターネットを利用した方法で訴訟提起などの申立て等を行うことが義務付けられる。

解説中、「令和4年改正民事訴訟法」「(令4法48改正民訴)」の表記は、令和8年5月までに施行される内容を示しています。なお、上記以外の日に施行される内容には、適宜、該当する施行日を明示しています。

1 インターネットを利用した申立て等の義務化

令和4年改正民事訴訟法132条の10第1項は、裁判所に対して書面等によって行うべきとされている訴えの提起などの民事訴訟における申立て等（以下単に「申立て等」といいます。）について、電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法（以下「インターネットを利用した方法」といいます。）により行うことが「できる」と規定し、申立て等について、従前どおり書面で行うか、インターネットを利用した方法によるかの判断について、申立て等を行おうとする者の判断に委ねられているかのような規定ぶりとなっています。

もっとも、令和4年改正民事訴訟法132条の11は、上記令和4年改正民事訴訟法132条の10の定めに対する特例として、下記のように、一定の者が所定の事件の申立て等をするときに限り、インターネットを利用した方法により申立て等を行うべきことを義務付けました。

- ① 委任を受けた訴訟代理人（民事訴訟法54条1項ただし書に基づく許可代理の場合を除く） 当該委任を受けた事件
 - ② 「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」の規定に基づいて、訴訟を行う者として指定を受けた者 当該指定の対象となった事件
 - ③ 地方自治法153条1項により委任を受けた職員 当該委任を受けた事件
- また、上記の者（以下、総称して「委任を受けた訴訟代理人等」といいます。）は、

令和4年改正民事訴訟法109条の2第1項に基づくいわゆるオンライン送達により送達を受ける旨の届出をすることが義務付けられています（令4法48改正民訴132の11②）。

2 例 外

委任を受けた訴訟代理人等が、例外的にインターネットを利用した方法によらずに書面等により申立て等を行うことができるのは、①口頭ですることが許容されている申立て等（例：口頭弁論等の期日における訴えの取下げ（民訴261④））を口頭で行う場合（令4法48改正民訴132の11①ただし書）と、②裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他申立て等をする者の責めに帰することができない事由によりインターネットを利用した方法により申立て等を行うことができない場合（令4法48改正民訴132の11③）に限られます。

3 義務に違反して書面等で行った申立て等の取扱い

委任を受けた訴訟代理人等が、上記で述べた義務に違反して、書面等で申立て等をしたとしても、それは不適式な申立て等となります。すなわち、委任を受けた訴訟代理人等が、訴状を提出して訴えを提起しようとしたとしても、有効な訴え提起とは認められません。

そして、委任を受けた訴訟代理人等により書面等でなされた不適式な申立て等については、後にインターネットを利用した方法で改めて申立て等がなされたとしても、当初の書面等でなされた不適式な申立て等が当初から適法であったと評価することはできないと指摘されています（部会資料24・4頁参照）。

〈無権代理〉

◆本人に対する請求と無権代理人に対する請求との同時審判のケース

私は、高級ブランドの中古腕時計を持っていましたが、新作の腕時計が欲しくなり、ブランド腕時計を収集している知人に買取りをしてもらえないかと相談しました。知人は、条件によっては腕時計を買ってもよいと言い、翌日、知人の弟と一緒に見に来ました。私は、売却希望額は150万円である旨伝えたところ、知人は、検討すると言って帰りました。数日後、知人の弟が来て、兄が腕時計を買いたいと言っているのを売って欲しいと言いました。よって、私は、知人の弟に対し、中古腕時計を150万円で売り、中古腕時計を渡しました。しかし、知人は、自分は腕時計を買っていないし、弟に腕時計を買う代理権を与えていないから代金は払わないと言っています。また、知人の弟は、兄の代理人として腕時計を買ったのだから自分には代金を支払う義務はないと言っています。知人に対しては、売買契約に基づいて代金150万円を請求し、弟に代理権がなかったのであれば、知人の弟に対し、無権代理人に対する履行を請求したいです。

【解説】

1 売買代金請求訴訟の管轄はどこか

管轄裁判所は、被告の住所地を管轄する地方裁判所となるのが原則です（民訴4①）。この他、代金請求は金銭に関する請求ですから請求者の住所地（義務履行地）にも管轄があります（民訴5一）。また、訴額が140万円を超えない場合は、事物管轄は簡易裁判所です（裁所33①一）。

2 売買代金請求訴訟の訴額はどのように算定するか

訴訟の目的の価額（訴額）は、民事訴訟法8条1項及び9条の規定により算出する（民訴費4）とされており、その価額は、訴えで主張する利益によって算定するとされています（民訴8①、併合請求の場合の価額の算定は民訴9）。したがって、訴えにおいて被

告に請求する金額を基準に算定します（算定方法は民訴費別表第一参照）。

3 売買代金請求訴訟の請求の趣旨はどのように記載するか

請求の趣旨は、原告が訴状によって主張している一定の権利又は法律関係についての結論に相当するものであり、求める判決主文と同一の文言が使用されます。金員支払請求訴訟は給付訴訟であり、「被告は、原告に対し、〇〇円を支払え。」というように、一定額の金銭の支払だけを抽象的に表示します。

被告Y（本人）との関係では、訴訟物は売買契約に基づく代金支払請求権です。被告Z（無権代理人）との関係では、訴訟物は民法117条1項に基づく履行請求権です。

被告Y（本人）と被告Z（無権代理人）の双方を被告とする場合は、請求の趣旨は、「第1事件 被告Yは、原告に対し、150万円を支払え。第2事件 被告Zは、原告に対し、150万円を支払え。」と別々に記載します。同時審判の申出は、請求の原因に記載するのが一般的です。これは、被告Yに対して150万円の支払を命ずる判決と被告Zに対して150万円の支払を命ずる判決とを求めるもので、合計300万円の支払を命ずる判決を求める趣旨ではありません。

4 売買代金請求訴訟の要件事実として何を主張するか

(1) 売買契約に基づく代金支払請求権の要件事実（被告Yとの関係）

売買契約締結の事実があれば、代金支払請求権が発生しますので、発生要件は、被告Zとの間の売買契約の成立のみです。代理人が本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接その効力が生じます（民99①）。代理人である被告Zによる意思表示の効力が本人に及ぶための要件事実、以下のとおりです。

- ① 原告と代理人（被告Z）が売買契約を締結したこと
- ② 代理人（被告Z）が売買契約の際、本人（被告Y）のためにすることを示したこと（顕名）
- ③ 売買契約（法律行為）に先立ち、本人（被告Y）が代理人（被告Z）に対して代理権を授与したこと（代理権授与）

(2) 民法117条1項に基づく請求権の要件事実（被告Zとの関係）

他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負います（民117①）。相手方が無権代理人に対し、民法117条1項に基づき、履行の請求又は損害賠償の請求をする場合の要件事実、以下のとおりです。

- ① 原告と被告Zが売買契約を締結したこと
- ② 被告Zが売買契約の際、本人（被告Y）のためにすることを示したこと（顕名）
- ③ 損害の発生及び額（損害賠償請求の場合）

請求原因においては、被告Yが被告Zに対して代理権を授与しなかったことや、被告Yが追認をしなかったことを主張する必要はありません。被告Zが代理権を有していたこと（代理権の発生原因）又は被告Yの追認は抗弁となります。

民法117条1項の無権代理人の責任は、履行又は損害賠償の責任であり、相手方の選択に従ってそのいずれかの責任を負うこととされています。この場合、「相手方」すなわち原告による選択の意思表示が必要とする考え方と、選択の意思表示は不要とする考え方があります（村田渉・山野日章夫『要件事実論30講 [第4版]』290頁（弘文堂、2018））。選択の意思表示が必要であるとしても、本訴訟における請求により選択の意思表示の要件事実は満たされると考えられます。

なお、上記①の原告と被告Zの売買契約の事実だけで、原告は被告Zに対して、売買契約に基づく代金支払を請求できます。しかし、それは契約責任であり、民法117条1項の責任とは別の訴訟物です。原告は、どちらを訴訟物とすることもできます（村田渉・山野日章夫『要件事実論30講 [第4版]』291頁（弘文堂、2018））。

5 証拠方法

本件売買契約の成立及び顕名（代理人が本人のために代理行為を行なうことを示すこと）は、売買契約書等で立証することが考えられます。

なお、いわゆる署名代理（代理人が直接本人の名で意思表示すること）も顕名に当たるとされています。

代理権授与は、本人作成の委任状等により立証することが考えられます。

6 同時審判の申出

原告が被告Yと被告Zの双方を被告として訴えを提起したときは、「共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他方に対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係」にありますので（民訴41①）、原告は、同時審判の申出をすることにより、弁論及び裁判の分離が禁止され、被告Yとの関係では代理権授与が認定されず、他方、被告Zとの関係では代理権授与が認定されるという事態になることを防ぐことができます。

同時審判の申出は、期日において口頭でするか、書面でしなければなりません（民訴規19②）。同時審判の申出は、共同訴訟の提起と共にすることもできますし、その後、事実審の口頭弁論終結時までであれば、いつでも申し出ることができます（民訴41②）。

【文 例】

■訴 状

訴 状

令和〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 X

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇

電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

F A X 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 Y

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 Z

売買代金請求事件

訴訟物の価額 150万円

ちょう用印紙額 〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

第1事件

1 被告Yは、原告に対し、150万円及びこれに対する令和〇年〇月〇日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告Yの負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2事件

1 被告Zは、原告に対し、150万円及びこれに対する令和〇年〇月〇日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え

2 訴訟費用は被告Zの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

被告Yは、原告の知人である。被告Zは、被告Yの弟である。

2 第1事件（被告Yとの関係）

(1) 原告は、被告Zに対し、令和〇年〇月〇日、原告所有の腕時計（以下「本件腕時計」という。）を、代金150万円で売った（以下「本件売買契約」という。）（甲1）。

(2) 被告Zは、(1)の際、被告Yのためにすることを示した（甲1）。

(3) 被告Yは、被告Zに対し、令和〇年〇月〇日、本件売買契約の代理権を授与した（甲2）。

3 第2事件（被告Zとの関係）

(1) 原告は、被告Zに対し、令和〇年〇月〇日、本件腕時計を、代金150万円で売った（甲1）。

(2) 被告Zは、(1)の際、被告Yのためにすることを示した（甲1）。

4 本件腕時計の引渡し

原告は、令和〇年〇月〇日、被告Zに対し、本件腕時計を引き渡した。

5 同時審判の申出

原告は、被告Yに対する訴訟の目的である権利と被告Zに対する訴訟の目的である権利とが法律上併存し得ない関係にあるので、同時審判の申出を行う（民事訴訟法41条1項）。

6 よって、原告は、被告Yに対しては、本件売買契約に基づき、150万円及びこれに対する本訴状送達の日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める（第1事件）。被告Zに対しては、民法117条1項に基づき、150万円及びこれに対する本訴状送達の日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める（第2事件）。

証拠方法

甲第1号証 売買契約書

甲第2号証 委任状

添付資料

訴状副本 1通

証拠説明書 各3通

甲号証写し	2通
訴訟委任状	1通

【参考判例】

○建設業を営む原告が、①被告個人2名に対しては、被告会社を代理人として、それぞれ建物建設工事及び上下水道取出工事等を請け負い、工事を完成させたとして、それぞれ建物建設工事請負残代金及び上下水道取出工事等請負代金の支払を求め、②被告会社に対しては、被告会社の無権代理（民法117条）を主張して、①の各請負代金及び訴外人に係る請負代金の支払を求めた事案において、原告は請け負った各工事を完成させたと認めたが、被告個人らが、それぞれ原告と被告会社との間の請負契約に当たり、代理権を授与したとは認められないとして①の各請求を棄却し、②請求を全部認容した事例（東京地判令元・12・11（平30（ワ）18665・平30（ワ）18666））。

◆有名人がインターネット上で誹謗中傷されたことを理由に、当該有名人自身が損害賠償を請求するケース

日本在住の俳優・タレントXが、日本在住の者（Y）から、インターネット上の電子掲示板（運営者：アメリカの会社 サーバーもアメリカ内にある）に複数の記事投稿をされ、誹謗中傷を受けました。発信者情報開示手続を経て、投稿者を特定することができたので、この投稿者に対して、損害賠償請求を行いたいです。

【解説】

1 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合の損害賠償請求訴訟の管轄はどこか

(1) 国際管轄

民事訴訟法3条の3第8号は、不法行為に関する訴えについて、不法行為があった地が日本国内にあるときは、日本の裁判所に提起することができると規定しています。

「不法行為があった地」には、加害行為が行われた地と損害が発生した地の双方が含まれます（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I [第2版追補版]』127頁（日本評論社、2014））。

インターネットは世界中で閲覧可能ですが、被害者の住所・居所にて被害が発生したものと解釈できますし、投稿により被害者の住所・居所にて被害が発生することは、行為者にとって予見可能（民訴3の3八括弧書参照）といえるでしょう。民法709条による損害賠償請求が、民事訴訟法3条の3第8号の「不法行為に関する訴え」に該当することも異論ないでしょう。

(2) 国内管轄

民事訴訟法は、「不法行為に関する訴え」について「不法行為があった地」（不法行為地）を特別裁判籍として認めています（民訴5九）。

「不法行為があった地」には、加害行為が行われた地と損害が発生した地の双方が含まれます（秋山幹男ほか『コンメンタール民事訴訟法I [第2版追補版]』127頁（日本評論社、2014））。

国際管轄の場合と同様に、インターネットは世界中で閲覧可能であるが、被害者の

住所・居所にて被害が発生したものと解釈できます。

このため、投稿者の住所地（民訴4① 普通裁判籍）か被害者の住所地に裁判管轄があることとなりますが、被害者が訴訟提起しやすい被害者住所地を管轄する裁判所に提訴するのが通常です。

2 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合の損害賠償請求訴訟の訴額はどのように算定するか

訴訟の目的の価額（訴額）は、民事訴訟法8条1項及び9条の規定により算出する（民訴費4）とされており、その価額は、訴えで主張する利益によって算定するとされています（民訴8①、併合請求の場合の価額の算定は民訴9）。したがって、訴えにおいて被告に請求する金額を基準に算定します（算定方法は民訴費別表第一参照）。

3 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合の損害賠償請求訴訟の請求の趣旨はどのように記載するか

請求の趣旨は、原告が訴状によって主張している一定の権利又は法律関係についての結論に相当するものであり、求める判決主文と同一の文言が使用されます。金銭支払訴訟は給付訴訟であり、「被告は、原告に対し、〇〇円を支払え」というように、一定額の金銭の支払だけを抽象的に表示します。

4 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合の損害賠償請求訴訟の要件事実として何を主張するか

(1) 名誉権侵害

インターネット上での投稿により発生する権利侵害の代表的なものが名誉権侵害（名誉毀損）です。

名誉権とはその人（個人・法人）が外部的に有している社会的評価に関わる権利です（「名誉」とは「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」です（最判昭61・6・11判時1194・3））。外部的な社会的評価を低下させずにその人の名誉感情を害したにすぎない場合は後述の名誉感情侵害（侮辱）として評価されます。

名誉権侵害の場合は、事実摘示型か意見論評型かを区別して判断されます。どちらであっても名誉権侵害にはなり得るのですが、違法性阻却事由の判断基準が異なるため、裁判所からも区別して主張することが求められます。

事実摘示型か意見論評型かは、社会的評価が低下する表現部分が一般的な読者の読み方を基準として、証拠をもってその存否を決することが可能か否かで判断されます。事実摘示型か意見論評型かは、区別が難しいことも少なくないですが、事実摘示型とされた場合の方が請求側にとって有利とされますので、まずはできる限り、事実摘示型として構成した方がよいでしょう。

事実摘示型の場合、抗弁として、①公共の利害に関する事実であり（公共性）、②公益を図る目的でなされたものであり（公益目的）、③真実である（真実性）又は投稿者において摘示した事実が真実であると信ずるについて相当の理由がある（真実相当性）場合には違法性が阻却されるという主張がなされます（最判昭41・6・23判時453・29）。

意見論評型の場合、抗弁として、①公共の利害に関する事実であり（公共性）、②公益を図る目的でなされたものであり（公益目的）、③意見論評の前提事実の重要な部分について真実であることの証明があったときには、④人身攻撃に及ぶなど意見論評の域を逸脱した者でない限り、違法性を欠くという主張がなされます（最判平9・9・9判時1618・52）。

以上の点に関するものが損害賠償請求における実質的な争点になると思われます。

(2) 名誉感情侵害

名誉感情とは個人が有している感情ですが、名誉感情侵害として権利侵害が認められるためには、表現行為の違法性が強度で、社会通念上許容される限度を超えたものであることを必要とされます（最判平22・4・13判時2082・59）。

「社会通念上許容される限度」は、具体的に明確ではなく、また、この限度を緩やかに判断する裁判所も少なくないことから、名誉感情侵害のみを理由として損害賠償請求を行うことはリスクが大きいです。

5 インターネット上で誹謗中傷を受けた場合の損害賠償請求訴訟の証拠方法としてどのようなものがあるか

訴訟提起前に被告に訴外交渉をしていることが多いと思われます。発信者情報開示の手続による結果で、加害記事の投稿者が被告であることに争いがなければ、特に必要ありませんが、そうでない場合は、発信者情報開示の手続により、加害記事の投稿行為に使われた通信のアクセスプロバイダとの契約者が被告であること（発信者情報開示手続の結果）は、証拠提出する必要があります。

加えて、誹謗中傷行為を示す投稿記事は必須であろうと考えられます。

また、誹謗中傷行為の投稿の前後の投稿記事を踏まえた文脈から社会的評価の低下

や名誉感情侵害が示される場合もあるため、そのような場合は、加害者の投稿記事でなくても投稿記事を証拠提出する必要があります。

下記の文例で、タレント名と原告の実名が異なる場合は、原告がその名称のタレントであることを示す事務所発行の在籍証明書等を証拠提出することも考えられます。

6 投稿者の特定にかかった費用（弁護士費用）は請求できるか

インターネット上での記事投稿は、当投稿者が誰であるか不明であることが多く、損害賠償請求に至るまでに、発信者情報開示の手続を行って投稿者の特定をする必要がある場合が多いです。この発信者情報開示の手続を弁護士に依頼をして実施した場合に、その発信者情報開示の手続の弁護士費用を、損害賠償請求として加害者に請求できるでしょうか。

これについては、多くの下級審判例にて、投稿者特定のためにかかった調査費用（弁護士費用）の全額が不法行為による損害として認められております（東京地判平24・1・31判時2154・80、東京高判令2・1・23判タ1490・109など）。

また、別途、慰謝料その他の投稿不法行為による損害の訴訟上の請求として、別途1割の弁護士費用も損害として認めるものが多数のようです。

【文 例】

■訴 状

訴 状	
令和〇年〇月〇日	
〇〇地方裁判所 御中	原告訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇 印
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	原 告 X
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	〇〇法律事務所（送達場所）
	上記訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇
	電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 Y

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇万円

ちょう用印紙額 〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金〇〇〇万円及びこれに対する令和〇年〇月〇日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

原告は、〇〇の名称で、俳優、タレント業を行う者である。

被告は、インターネット上で、不特定の第三者が閲覧可能な電子掲示板である〇〇（以下「本件掲示板」という。）に別紙投稿記事目録（略）記載の各投稿（以下「本件記事」という。）を行った者である。

2 被告の特定（発信者情報開示の手続）

原告は、本件掲示板の管理者に対して、本件記事について、発信者特定情報（IPアドレス、タイムスタンプ等）の開示を求め、これらの情報の開示を受けた（甲2）。この開示情報から、訴外A社が経由プロバイダであることが判明した。

原告が、訴外A社を被告として、本件記事について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に基づき、発信者情報の開示を求める訴訟を提起し（東京地裁令和〇年（ワ）第〇号発信者情報開示請求事件）、同訴訟で発信者情報の開示を認める判決がなされ、同判決は確定した。

これにより、訴外A社より発信者情報が開示され、本件記事の発信者が被告であると判明した（甲3）。

3 被告の行った投稿が原告の名誉を毀損すること

被告は、本件掲示板において、本件記事につき、別紙投稿記事目録日時欄記載の日に、同別紙記事欄記載の内容の投稿を行った（甲1）。

別紙投稿記事目録の番号1の投稿は、〇〇との事実摘示があるが、この点が虚偽である。当該投稿により、以下のとおり、原告の社会的評価が低下した。

（略）

以上により、被告の本件記事により、原告の名誉が毀損された。

4 損害及び損害額

- （1） 本件記事による原告の名誉毀損において、原告が被った精神的苦痛を金銭

に評価すれば〇〇円は下らない。(慰謝料)

(2) また上記2で述べたとおり、本件記事は匿名でなされており、原告は、本件記事の発信者を特定するために、弁護士に依頼をして発信者情報開示手続を依頼し、その費用として、合計〇〇円を支払った。

上記の発信者情報開示手続は、発信者を特定するために必要不可欠な手続であり、原告が弁護士に依頼をすることなく行うことは困難であり、発信者の特定のために要した弁護士費用を含む調査費用〇〇円は、被告の不法行為と相当因果関係のある損害である。

(3) 原告は、被告に対して、令和〇年〇月〇日に、本件記事による損害の賠償を求めたが、被告は支払を拒絶した。

このため、原告は、弁護士に依頼をして本件訴訟を提起せざるを得なくなった。

よって、〇〇円（請求額の1割）が本件不法行為と相当因果関係のある損害である。

5 請求まとめ

よって、原告は、被告に対し、民法709条及び民法710条に基づき、金〇〇円及びこれに対する本件記事が投稿された最終日である令和〇年〇月〇日から支払済みまで、民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

甲第1号証	投稿記事のプリントアウト
甲第2号証	発信者情報開示手続の結果
甲第3号証	同上

(略)

添付資料

1 訴状副本	1 通
2 証拠説明書	2 通
3 甲号証写し	各2通
4 訴訟委任状	1 通

【参 考】

■参考文献

インターネット上での誹謗中傷に関する参考文献として以下の文献があります。

- ・『【特集】インターネット上の誹謗中傷問題——プロ責法の課題』ジュリスト1554号14頁以下(2021)
- ・中澤佑一『インターネットにおける誹謗中傷 法的対策マニュアル [第4版]』(中央経済社、2022)

◆上司のパワーハラスメントによって精神疾患に罹患し、退職を余儀なくされた労働者が、使用者に対しては労働契約法5条の安全配慮義務違反があるとして、当該上司に対しては不法行為に基づき損害賠償を求めるケース

Xは、Y社の社員でしたが、上司Zから成績が上がらないことを「この給料泥棒が！」などと連日責められるなど同人によるパワーハラスメント（以下「パワハラ」といいます。）によって、うつ病を発症したことから、退社しました。

Xは、うつ病を発症し、退社を余儀なくされたのは、Zによるパワハラは当然として、Y社が、社内でのパワハラ対策を十分とっていないなど安全配慮義務に違反していたことも原因であると考えていることから、Y社に対して損害賠償請求をしたいと考えています。また、Xは、Zのことが許せず、Zに対しても損害賠償を請求したいと考えています。

【解 説】

1 パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の管轄はどこか

パワハラの被害を受けた労働者が使用者に対してパワハラを理由として損害賠償請求を行う場合、債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償請求（民415①）と不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償請求（民715①）の2つの構成が考えられます。また、使用者への上記損害賠償請求に、上司などの直接の加害者に対する不法行為に基づく損害賠償請求（民709）も併せて行う場合も考えられます。

上記いずれの構成においても、被告の住所地を管轄する裁判所（民訴4①②④）のほか、義務履行地である原告の住所地（民484①）を管轄する裁判所（民訴5一）が管轄裁判所になるほか、不法行為構成の場合にはさらに不法行為地を管轄する裁判所（民訴5九）も管轄裁判所となります。

通常原告は、それらの中から、自身にとって有利な裁判所を選択して提訴することになります。

2 パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の訴額はどのように算定するか

訴額とは、訴訟の目的の価額であり、その価額は、訴えで主張する利益によって算定するとされています（民訴8①、併合請求の場合の価額の算定は民訴9）。金銭支払請求権においては、請求金額（ただし、将来請求は中間利息を控除した額）を基準に算定しますが（「訴訟物の価額の算定基準について」(昭31・12・12民甲412)）、利息や遅延損害金などの附帯請求は訴訟の目的の価額には算入されません（民訴9②）。

よって、パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の訴額は、被告に対して請求している損害賠償元金額を基準に算定することになります。

なお、かかる算定方法によって算出された訴訟の目的の価額を基に訴えの手数料が算定されることとなります（民訴費4、算定方法は民訴費別表第一参照）。

3 パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の請求の趣旨をどのように記載するか

(1) パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の請求の趣旨は何か

請求の趣旨は、原告が本訴状でいかなる請求をするかの結論部分を表示するものであり、これに対応するものが判決主文となります。

パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）は、損害賠償金の支払を請求する給付訴訟であり、その請求の趣旨は「被告は、原告に対し金〇〇〇万円を支払え」などと、一定額の金銭の支払だけを抽象的に記載することになります。

なお、被告が複数で、同被告らが連帯債務を負う場合には、「被告らは、原告に対し、連帯して金〇〇〇万円を支払え」と記載します。

(2) 遅延損害金の起算日について

債務不履行（安全配慮義務違反）構成の場合には、期限の定めのない債務として履行請求した日の翌日（通常は訴状送達日の翌日）が起算日となり（民412③）、不法行為構成の場合には、損害発生と同時に履行遅滞に陥るために同日が起算日となります（最判昭37・9・4判タ139・51）。

訴訟物の選択によって遅延損害金の起算日が異なりますので注意が必要です。

4 パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の要件事実として何を主張するか

(1) 要件事実

パワハラ被害を受けた労働者側が使用者側に対して損害賠償請求を行う場合、債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償請求（民415①）と不法行為に基づく損害

賠償請求（民709・715①）の2つの構成が考えられます。

仮に債務不履行（安全配慮義務違反）に基づく損害賠償請求を行う場合には、

- ① 労働契約又は実質的に労働契約関係と同視できる特別な社会的接触関係の存在
- ② ①によって生じる安全配慮義務の存在と内容
- ③ 安全配慮義務違反の事実
- ④ 労働者に損害が発生したこと及びその損害額
- ⑤ ③と④との間に相当因果関係があること

不法行為に基づく損害賠償請求を行う場合には、

- ① 労働者が権利又は法律上保護される利益を有していること
- ② 行為者による①の権利又は利益を侵害する違法行為
- ③ ②の侵害行為についての行為者の故意又は過失
- ④ 労働者に損害が発生したこと及びその損害額
- ⑤ ②と④との間に相当因果関係があること

が請求原因事実、すなわち要件事実になるものと考えます。

なお、不法行為構成でも、使用者に対して使用者責任（民715①）にて損害賠償請求を行う場合には、⑥行為者が使用者の指揮監督下にあること、⑦②の侵害行為が使用者の業務として行われたことについて、請求原因事実として記載が必要となります。

(2) パワハラと安全配慮義務について

ア パワハラについて

従来、パワハラについて法律上の定義がありませんでしたが、2019年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（以下「労働施策総合推進法」といいます。）が改正され、労働施策総合推進法30条の2第1項において「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害される」ものを指すことが法文上明記されました。

上記定義を基に、パワハラに該当する代表的な言動の類型は、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示5号）」（以下「パワハラ指針」といいます。）に規定されています。

パワハラの違法性の判断についての裁判所の傾向は、①被害労働者の従事する業務の内容、②業務内容に基づく被害労働者の立場・職責、③パワハラ該当事実となる言

動の業務上の必要性の有無・程度、④当該言動の行われた際の具体的状況、⑤当該言動の内容・態様、⑥頻度、⑦加害者の地位、⑧加害者と被害労働者との間の職務上の関係を含む当該言動時の人間関係、⑨被害労働者の受けた不利益の程度等の要素を考慮し（山川隆一・渡辺弘『最新裁判実務体系8 労働関係訴訟Ⅱ』574頁（青林書院、2018））、社会的相当性の観点から、問題となっている言動が業務の適正な範囲、すなわち業務上必要かつ相当な範囲を逸脱しているか否かで判断しているものと考えます。

この点、パワハラ指針では「客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。」と記載しており、上記裁判所における判断傾向と実質同じ基準といえ、違法性判断に当たり、パワハラ指針も参考になるものと思料いたします。

イ 職場環境配慮義務について

使用者は、労働契約に伴い、労働者に対し「労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をする」義務、すなわち安全配慮義務を負っています（労契5）。

パワハラ等のハラスメントにより、労働者が心身に重大な被害を受ける場合があることは周知の事実であり、使用者には、労働者の心身の安全を確保するため、上記安全配慮義務の1つとして、快適な就労ができるよう職場環境を整備すべき義務、すなわち職場環境配慮義務があるといわれています（東京高判平29・10・26労判1172・26等）。

良好な職場環境を保持整備するためには、ハラスメント行為を防止する必要があるものであり、上記職場環境配慮義務はいわば「ハラスメント防止義務」ともいえます。その内容として、ハラスメントに対する法令上の事業主の雇用管理上の措置義務（労働施策30の2①②・30の3②等）等が参考になるものと思料いたします。

なお、パワハラについての上記措置義務の具体的内容はパワハラ指針に規定されています。

ウ パワハラと安全配慮義務違反

上記イの措置義務を参考に職場環境配慮義務の内容が定まり、かかる職場環境配慮義務の違反が認められる場合に、債務不履行（安全配慮義務違反）が認められることとなります。本来の主張立証責任でいえば、被害者である労働者において上記職場環境配慮義務違反の内容とその違反事実についての主張立証責任があります。そのため、主張立証の点では、不法行為構成、すなわち不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償請求の方が要件事実の関係で被害労働者にとって負担が少ないのですが、近時

の裁判実務として、被害者保護の観点から、事実上使用者側に対してかなり具体的な反論反証を求められることが多いことから、現実的にはその差は大きくはないものと思料いたします。

なお、従来は消滅時効期間の違いにより、債務不履行構成を取るものもありましたが、平成29年改正民法の施行によって、人の生命身体を害する不法行為であれば両者共に消滅時効期間は5年間となるため（民166①一・724の2）、従前と比較して債務不履行構成を取る必要性は低くなっているものと思料いたします。

5 パワハラ訴訟（損害賠償請求事件）の証拠方法としてどのようなものがあるか

訴状には、立証を要する事由につき、重要な書証の写しを添付しなければならないことになっています（民訴規55②）。

パワハラの場合、パワハラとうつ病等の精神疾患との因果関係が争われる場合があり、先に労災保険においてうつ病等の精神疾患について業務上の疾病と認定されている場合には、労災保険関係資料は因果関係の判断に当たって参考となる重要な書証となることから、労災保険関係資料を取り寄せ、主張に必要な範囲で訴状に添付して書証として提出した方が良いと考えます。入手方法として、任意の開示請求、弁護士法23条の2に基づく照会、個人情報の開示請求、訴え提起前の証拠収集処分（民訴132の2以下）などがあります。

なお、労災保険から給付を受けている場合は、後述のとおり損益相殺の対象となりますので、労災保険からの支給内容や支給金額が分かる資料（支給決定通知、支払振込通知等）も提出することが望ましいと考えます。

6 被告の主張（因果関係、過失相殺、素因）について

本ケースのようにパワハラによってうつ病が発症したとして、かかる損害について損害賠償を請求する事案においては、使用者側は、うつ病との相当因果関係は認められない、労働者の既往症や性格等について過失相殺ないし寄与度減責がなされるべきである旨の主張を行うことがあります。

相当因果関係に関し、裁判所はうつ病発症の原因についての今日の精神医学や心理学等における「ストレス－脆弱性」理論（環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が生じるかどうかが決まるという考え方であり、ストレスが強ければ個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きけれ

ばストレスが弱くても精神障害が起こる、という理論です。)を基に、業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因を総合考慮して判断する傾向があるとされています(菅野和夫ほか『論点体系 判例労働法3』338・339頁(第一法規、2014))。

また、労働者の性格に関し、判例が被災労働者の性格等が労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでない限り損害賠償額を決定するに当たり斟酌しない旨判示している(最判平12・3・24判時1707・87)ことを前提に、被災労働者の性格は労働者の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものでないとして過失相殺の適用ないし類推適用を認めなかったもの(前橋地判平24・9・7労判1062・32等)があります。

ですので、使用者側から相当因果関係や過失相殺等について主張がなされることが確実である場合には、訴状の段階で、可能な範囲で反論を記載しておくことも検討すべきと考えます。

【文 例】

■訴 状

訴 状	
	令和〇年〇月〇日
〇〇地方裁判所 御中	原告訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇 印
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	原 告 X
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	〇〇法律事務所(送達場所)
	上記訴訟代理人弁護士 〇〇〇〇
	電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
	F A X 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
	被 告 Y株式会社
	同代表者代表取締役 〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
被 告 Z

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇万〇〇〇〇円
ちょう用印紙額 〇万〇〇〇〇円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金〇〇〇万〇〇〇〇円及び本訴状送達の日
翌日から支払済みに至るまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、被告Yの従業員であった原告が、被告Yにおける原告の上司であった被告Zから継続的にパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けて、うつ病を罹患し、退職を余儀なくされたことから、被告Yに対して使用者責任（民法715条）又は債務不履行（安全配慮義務違反・民法415条）に基づき、被告Zに対して不法行為責任（民法709条）に基づき、損害の賠償を求める事案である。

2 前提事実

(1) 当事者

- ア 原告は、平成〇〇年〇月〇日に被告Yに正社員として採用され、令和〇年〇月〇日まで被告Yに勤務した元社員である。
- イ 被告Yは、〇〇〇を業とする株式会社であり、被告Zは、令和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日まで、原告が所属した〇〇部〇〇課の課長であり、原告の直属の上司であった。

(2) 事実経過

- ア 原告は、入社以来、〇〇部〇〇課で〇〇を担当していたが、令和〇年〇月〇日、〇〇部〇〇課に配属となり、〇〇の営業を担当することになった。
- イ 原告は、令和〇年〇月頃から、体調不良を訴え欠勤が多くなり、同年〇月〇日、訴外〇〇クリニックにてうつ病と診断された（甲2）。
- ウ 原告は、令和〇年〇月〇日以降、休業し、うつ病の治療を続けたが、回復しないために、同〇年〇月〇日被告Yを退職した。
- エ 〇〇労働基準監督署長は、原告からの労災保険の申請に対し、令和〇年〇月〇日、原告のうつ病発症に被告Yにおける業務起因性を認め、療養補償給付と休業補償給付の支給決定をした（甲〇）。

オ 原告は、うつ病の症状が軽快したため、令和〇年〇月〇日に治療は中止となった。

3 パワハラ的事实（甲1）

（1） 侮辱的な言動

原告は、〇〇部〇〇課に配属になってから、不慣れな〇〇の営業を行うことになり、思うように営業成績が上げられなかった。

被告Zが課長になった令和〇年〇月からは、指導と称してほぼ毎朝課長のデスクのところに原告を呼び出し、他の社員にも聞こえるように原告に対し「この給料ドロボウが。」「お前の成績は小学生並みだ。」などと罵声を浴びせるようになった。

（2） 課内会議の謝罪強要

令和〇年〇月〇日に行われた課内会議で、被告Zから〇〇課の成績が上がらないのは原告が原因であるとして、他の出席メンバーに対して謝罪をするよう命令され、やむなくその場で「私のせいで皆さんにご迷惑をかけました。」と謝罪させられた。

（3） 謝罪文の作成強要

令和〇年〇月〇日には、被告Zは原告を呼び出し、原告の営業成績が上がらないのは、原告の努力不足であり、その謝罪と今期中に営業成績が目標に達しない場合には、自ら退職する旨を文書で書くように命令され、やむなく原告は謝罪文を作成した（甲3）。

（4） 違法なパワハラ

被告Zは、上記（1）ないし（3）について業務上の適正な注意指導と主張する可能性があるが、それら言動は直接の上司から執拗かつ継続的になされたものであり、その言葉や態様も殊更に原告の人格を否定したり名誉等を傷つけるものであって、社会通念上、およそ必要かつ相当な範囲での業務上の注意指導とは認められず、明らかに違法なパワハラである。

4 注意義務違反

（1） 人格権尊重配慮義務違反

職場等日常生活の場面において、信義則上他人の名誉等人格権を侵害しないよう配慮する義務を負っているが（民法1条2項等）、被告Zは、他の社員の面前で上記のような違法なパワハラによって原告の名誉等を侵害する言動を行ったのであり、人格権尊重配慮義務違反が認められる。

（2） 職場環境配慮義務違反

使用者は、労働者の心身の安全を確保するため、労働契約に伴い、安全配慮義務を負担しているものであり（労働契約法5条）、その安全配慮義務の1つとして、パワハラ等のハラスメントを防止し、快適な就労ができるよう職場環境を整備す

べき義務、すなわち職場環境配慮義務がある。

具体的には、使用者は、社員が他の社員に対して違法なパワハラを行わないよう、社内規程の整備を図るとともに、パワハラの内容や事業主の行為者への厳正な対処方針等を研修などで周知啓発を図り、パワハラ発生時に備えて相談窓口を設置し、パワハラ発生時には被害回復及び再発防止のための適切な対応を行うなどの義務がある。

被告Yにおいては、パワハラ防止のための、管理職研修などの社員研修が十分行われておらず、また被告Zのパワハラの態様から容易に被告Zによる原告に対するパワハラを認識し得たにもかかわらず、何ら調査確認することなく、原告がうつ病を発症し休業に至るまで何ら対応を取らなかったのであるから、職場環境配慮義務違反が認められる。

5 因果関係

(1) 不法行為（人格権尊重配慮義務違反）

被告Zの人格権尊重配慮義務違反によって、原告は精神的苦痛を被り、それに耐えながら勤務を続け、その結果としてうつ病を発症したのであり、被告Zの不法行為と原告のうつ病の発症には相当因果関係が認められる。

なお、上記のとおり〇〇労働基準監督署長は、原告のうつ病の発症に業務起因性を認めている。

(2) 債務不履行（職場環境配慮義務違反）

被告Yの職場環境配慮義務違反がなければ、被告Zによる違法なパワハラはなく、また被告Zによる違法なパワハラについて早期に事実確認を行い、適切な対応を行えば、原告の精神的苦痛が深刻化し、うつ病までは発症しなかったものと認められることから、被告Yの職場環境配慮義務違反と原告のうつ病の発症には相当因果関係が認められる。

6 責任

(1) 債務不履行責任

被告Yは、第4項(2)のとおり、職場環境配慮義務違反が認められることから、原告に対し、債務不履行（民法415条1項）に基づき、原告の損害を賠償すべき義務がある。

(2) 不法行為

被告Zは、第4項(1)のとおり人格権尊重配慮義務に違反して原告に損害を与えたことから、不法行為（民法709条）に基づき、損害を賠償する義務がある。

被告Yは、被告Zの使用者であり、被告Zの業務の執行につきなされた不法行為により原告が被った損害につき、不法行為（使用者責任、民法715条）に基づき、損害を賠償すべき義務がある。

7 損害

(1) 積極損害

① 治療費 0円

令和〇年〇月〇日から同〇年〇月〇日まで、訴外〇〇クリニックにて治療を受けた治療費及び投薬代の合計は金〇〇万〇〇〇〇円であり、全て労災保険の療養補償給付で支払われた。

② 通院交通費 金〇万〇〇〇〇円

原告の自宅から訴外〇〇クリニックまで、バスで通院したところ、バスで往復した場合の交通費は1回当たり金〇〇〇円かかることから(甲〇)、通院日数〇〇〇日分は金〇万〇〇〇〇円となる。

(2) 消極損害

・ 休業損害 金〇〇〇万〇〇〇〇円

原告は、〇〇〇日間の休業を余儀なくされたことから、日額〇万〇〇〇〇円×〇〇〇日間＝金〇〇〇万〇〇〇〇円の休業損害が発生している(甲〇)。

そのうち、金〇〇〇万〇〇〇〇円は労災保険の休業補償給付として支給を受けていることから(甲〇)、上記金額から控除する。

(3) 慰謝料

原告は、うつ病の発症によって、約〇年〇月間の通院・自宅療養生活を余儀なくされたのであることから、その精神的苦痛を慰謝する慰謝料として金〇〇〇万円が相当である。

(4) 弁護士費用

原告は、本件の解決のために弁護士に依頼して提訴せざるを得なかったのであり、その弁護士費用は上記(1)ないし(3)の合計金〇〇〇万〇〇〇〇円の1割の金〇〇万円が相当である。

8 まとめ

よって、原告は、

被告Yに対して、債務不履行又は不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償として、

被告Zに対して、不法行為に基づく損害賠償として、

連帯して金〇〇〇万〇〇〇〇円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める。

証拠方法

甲第1号証 陳述書
甲第2号証 診断書

甲第3号証 謝罪文写し
(以下、省略)

添付資料

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 2通 |
| 2 | 甲号証写し | 各3通 |
| 3 | 証拠説明書 | 各3通 |
| 4 | 資格証明書 | 1通 |
| 5 | 訴訟委任状 | 1通 |

【参 考】

■精神疾患の労災認定基準

厚生労働省は、各種労災認定の基準を定めていますが、業務に関する心理的負荷によって精神疾患を患った場合の労災認定基準として「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令5・9・1基発0901第2）を定めております。

上記認定基準によれば、業務上の認定要件として

- ① 対象疾病を発病していること
- ② 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないことのいずれも満たす場合には、業務上の疾病として取り扱うとされております。

上記②に関し、上司等から人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃などは心理的負荷が「強」とされており、いじめやセクシャルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月より前にそれが開始されている場合でも、発病前おおむね6か月の期間にも継続しているときには、開始時から全ての行為を評価の対象とするとされております。

なお、自殺の場合について、上記認定基準では、業務によりICD-10（疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂版）のF0からF4に分類される精神障害を発病したと認められる者が自殺を図った場合には、精神障害によって正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定し、業務起因性を認めるとしてあります。

■労災保険給付と損益相殺

労災保険給付は、休業特別支給金や遺族特別年金等を除き、既に支給された分は損益相殺されることとなります。もっとも、損益相殺されるとしても費目による限定があります。

例えば、休業補償給付や遺族補償給付等は、労働者の被った損害のうち、休業損害や逸失

利益から損益相殺控除できるとどまり、慰謝料やその他経済的損害（入院付添費や付添看護費など）から損益相殺控除はできません。また葬祭料については葬儀に要した費用に限って、療養補償給付は治療費関係に限って、それぞれ損益相殺控除が可能です。

ちなみに、過失相殺と労災保険給付による損益相殺の先後関係について、過失相殺を先に行うことになっています（最判昭55・12・18判時992・44）。